

佐世保市森林整備計画書

計画期間

自	令和	5年	4月	1日
至	令和15年	3月	31日	

令和 5年 4月 1日

長崎県

佐世保市

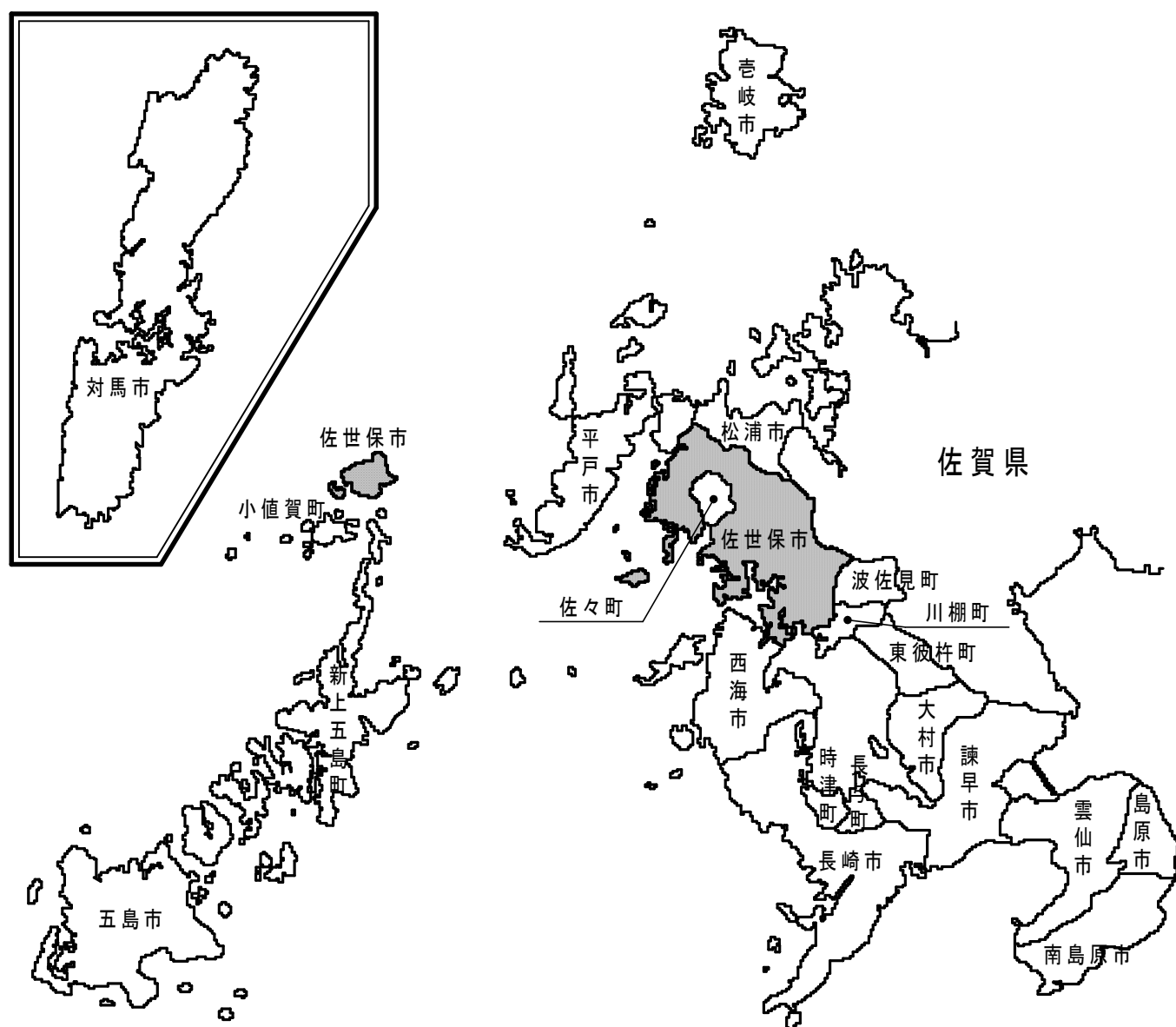
目 次

位置図

	ページ
I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項……………	1
1 森林整備の現状と課題	
2 森林整備の基本方針	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	
II 森林の整備に関する事項	
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）……………	3
1 樹種別の立木の標準伐期齢	
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
3 その他必要な事項	
第2 造林に関する事項……………	5
1 人工造林に関する事項	
2 天然更新に関する事項	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	
5 その他必要な事項	
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法	
その他間伐及び保育の基準……………	9
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
2 保育の種類別の標準的な方法	
3 その他必要な事項	
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項……………	10
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
3 その他必要な事項	
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項……………	12
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	
3 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	
5 その他必要な事項	

第 6	森林施業の共同化の促進に関する事項……………	1 3
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
4	その他必要な事項	
第 7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項……………	1 4
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	
3	作業路網の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	
第 8	その他必要な事項……………	1 7
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	
Ⅲ	森林の保護に関する事項	
第 1	鳥獣害の防止に関する事項……………	1 9
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	
2	その他必要な事項	
第 2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項……………	1 9
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	
2	鳥獣害対策の方法（第 1 に掲げる事項を除く）	
3	林野火災の予防の方法	
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	
5	その他必要な事項	
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項……………	2 1
1	保健機能森林の区域	
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項……………	2 2
1	森林経営計画の作成に関する事項	
2	生活環境の整備に関する事項	
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	
4	森林の総合利用の推進に関する事項	
5	住民参加による森林の整備に関する事項	
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	
7	その他必要な事項	
別表 1－1、1－2	……………	2 5
別表 2－1、2－2	……………	2 7
別表 3	……………	2 7
参考資料	……………	2 8

位置図



I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、長崎県北部のほぼ中央に位置し、東は国見山系（標高 777 m）を境にして佐賀県及び東彼杵郡波佐見町、北は松浦市、平戸市に接し、南は弘法岳（標高 387 m）山系を境にして川棚町と接している。

中央部には烏帽子岳、弓張岳、隠居岳などがあり、その流域にはダムも多数存在している。

また、西部には九十九島も控えており、西海国立公園の名所として名高い。

本市の総面積は 42,606 ha で、そのうち森林面積は 20,788 ha（森林率約 49%）である。森林のうち民有林面積においては 19,565 ha で、そのうち人工林面積は 8,099 ha となっており、人工林率は約 41% となる。

本市の土地利用の性質上、水源かん養、国土保全、風致維持、保健休養等の公益的機能に対する住民の要請が強く、森林施業の推進には特別な配慮を要するにも関わらず、林業の位置づけは資産保持的で森林の機能維持が危ぶまれている状況である。

そこで、本計画では生産基盤の整備をはじめとする森林・林業関連施策を総合的かつ計画的に推進し、森林の持つ諸機能の発揮と林業的価値との調和を図るよう森林の整備育成の方向付けを行うものである。

2 森林整備の基本方針

（１）地域の目指すべき森林資源の姿

森林のおかれている自然的・社会的・経済的諸条件を踏まえ、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、木材等生産機能の区分ごとに、重視すべき機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿を次のとおり定める。

森林の有する機能	機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
木材等生産機能	木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林整備の基本的な考え方

森林の整備に当たっては、森林の有する諸機能を高度に発揮させるために、適正な森林施業を実施し、健全な森林資源の維持増進を図ることが必要である。

森林施業の推進方策

森林の有する機能	森林施業の推進方策
水源涵養機能	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	災害に強い山林を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。 また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。
快適環境形成機能	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。
保健・レクリエーション機能	市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。
木材等生産機能	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。 この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の合理化については、県、市、森林組合、森林所有者で相互に連絡を密にして、森林施業の共同化、林業後継者の育成を図るとともに、林業機械化を促進し、木材利用・供給体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種				
	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ 類	その他 針葉樹	その他 広葉樹
本市全域	35年	40年	35年	40年	20年

なお、標準伐期齢は、地域内の立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

また、特定苗木などが調達可能な地域では、その特性に応じた標準伐期齢の設定となるが、当面は上表により対応することとする。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

ア 皆伐

- ・皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。
- ・皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保残帯を設け、的確な更新を図るものとする。

イ 択伐

- ・択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）であるものとする。
- ・択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によるものとする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うものとし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとする。

また、伐採の対象とする立木については、1に記載する標準伐期齢以上を目安とする。

前述に定めるものを除き、立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流

出等を未然に防止し、林地保全に配慮する観点から「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)に基づき伐採することとする。

さらに集材に当たっては、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適合した方法により実施することとする。

人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、下表を目安とする。

地 区	樹 種	施業体系	主伐の時期(年)
本市全域	ス ギ	短伐期	5 0
		長伐期	7 0
	ヒノキ	短伐期	5 5
		長伐期	8 0

3 その他必要な事項

特になし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹種名（針葉樹）	樹種名（広葉樹）	備考
人工造林対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、カヤ、 イヌマキ、イチョウ、 その他有用針葉樹	クヌギ、ケヤキ、コナラ、 イイギリ、クスノキ、ヤマザクラ その他有用広葉樹	

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽する場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選定する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽する。

人工造林の樹種別植栽本数

樹 種	標準的な植栽本数（本／ha）	備考
ス ギ	1, 5 0 0 ～ 3, 0 0 0	
ヒ ノ キ	1, 5 0 0 ～ 3, 0 0 0	

なお、上表に依らず植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定する。

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	伐採木及び枝条等が植栽の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には筋置とするなどの点に留意するものとする。 なお、コンテナ苗の活用や高性能林業機械による伐採・搬出作業と同時並行して地拵えや植栽を行う伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入など、作業の効率化・省力化に努めるものとする。
植付けの方法	気候その他の立地条件及び既往の植付け方法を勘案して定める。
植栽の時期	2月～4月初旬までに行う。（コンテナ苗を除く。）

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

- ・森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るため、人工造林により更新を図るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に完了するものとする。
- ・ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に完了するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において、長崎県天然更新完了基準により、森林の確実な更新を図るものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	針葉樹及びアカメガシワ、カラスザンショウ等の高木性の先駆種、カシ類、シイ類、クスノキ、タブノキ、ヤブニッケイ、クロキ、ケヤキ、サクラ類、カエデ類、クリ、クヌギ、アベマキ、コナラ、ノグルミ、マテバシイ、ヤマボウシ、ヤブツバキ等の広葉樹
ぼう芽による更新が可能な樹種	上記のうち、将来高木となりうる広葉樹

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
2 (1) のとおり	16,000 本/ha

天然更新を行う際には、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新すべきものとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うものとする。
刈り出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うものとする。
植え込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。
芽かき	萌芽更新を行った箇所は、必要に応じて芽かきを行い、優良芽を一株当たり2～3本残すものとし、目的樹種の妨げとなる不要木については、早めに除去する。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は、下記のとおりとする。

更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は、人工造林により確実に更新を図るべきものとする。

(1) 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が次のとおりの稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等とする。

1) 天然下種更新の場合の樹高は、0.3m以上（ぼう芽更新の場合の樹高は、0.6m以上）とする。

- 2) ササ類が存在している場合は、ササ丈を超える程度の高さとする。
- (2) 更新完了の後継樹の密度は、おおむね 5,000 本/ha 以上(ぼう芽枝等を含む。)とする。
- (3) 上記の条件を満たす区域の割合が全体の 70%を下回る場合には、植栽若しくは追加的な更新補助の作業を実施すること。
- (4) 上記の条件を満たす場合であっても、シカ等の獣害により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施する。

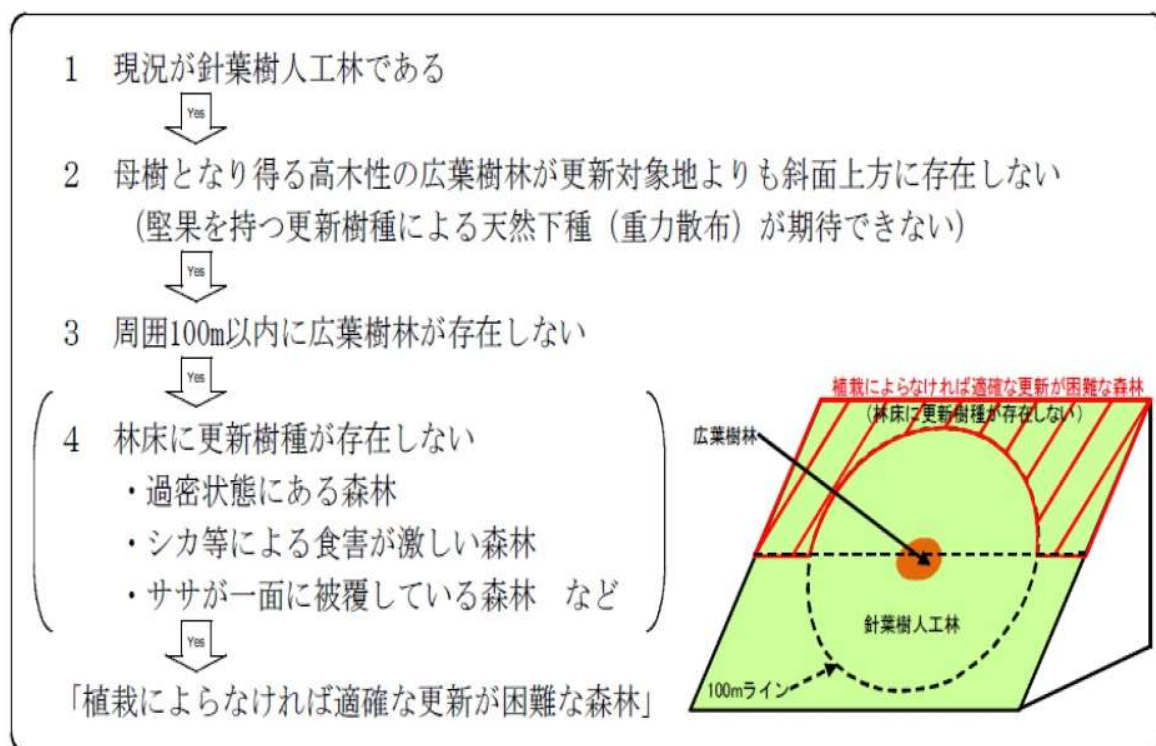
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

次の図を基準とする。



資料：「天然更新完了基準書作成の手引き（解説編）」（林野庁）より

少なくとも 5 ha 以上の皆伐予定地で天然更新を計画した届出が提出された場合、市職員が現地の状況等を勘案し上記の基準に該当する場合は、計画を変更し、人工造林を計画するように指導する。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

森林の区域	備 考
該当なし	

4 森林法第10条の第9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木本数として想定される本数は16,000本/haとする。

5 その他必要な事項

特になし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹 種	施業体系	間伐時期（年）				間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	
ス ギ	短伐期	1 9	2 6	3 4	4 3	原則として、長崎県間伐指針表（短伐期）及び長伐期施業体系図（長伐期）のとおり。
	長伐期	2 0	2 7	3 8	5 0	
ヒノキ	短伐期	2 2	3 1	4 4		
	長伐期	2 0	2 8	3 8	5 2	

間伐の実施時期の間隔は、標準伐期齢未満で概ね10年、標準伐期齢以上で概ね15年とする。

2 保育の種類別の標準的な方法

保 育 の 種 類	樹 種	実施すべき標準的な林齢及び回数																標準的な方法	備 考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		
下刈	スギ	1	2	2	1	1	1	1	↔		1							植栽木が下草より抜け出るまで行う。 実施時期は1回刈りにあつては、6～8月頃を目安とし、2回刈りにあつては、1回目を6月頃、2回目を8月頃を目安とする。	
	ヒノキ	1	2	2	1	1	1	1	↔		1								
つる 切り	スギ							1	↔	1								下刈終了後つるの繁茂の状況に応じて行う。 実施時期は6～8月頃を目安とする。	
	ヒノキ								1	↔	1								
除伐	スギ										1	↔	1					造林木の生長を阻害したり阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。 実施時期は、10～3月頃を目安とする。	
	ヒノキ												1	↔	1				
枝打 ち	スギ												1					病害虫の発生を予防するとともに材の完満度を高め、優良材をえるために行う。 実施時期は、樹木の生長休止期の12月下旬～3月上旬頃とする。	
	ヒノキ													1					

3 その他必要な事項 特になし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1-1(P.25)に定めるものとする。

イ 森林施業の方法

・森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図ることとする。

・主伐を行う伐期齢の下限を、標準伐期齢に10年を加えた林齢とする。なお、特にこの機能の維持増進を図ることが必要な森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限を、標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2-1(P.27)に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種				
	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ 類	その他 針葉樹	その他 広葉樹
下記以外	45年	50年	45年	50年	30年
長伐期施業を推進すべき森林	56年	64年	56年	64年	32年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から③までに掲げる森林の区域を別表1-2(P.26)により定めるものとする。

- ① 土地に関する災害の防止及び、土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 森林施業の方法

・アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小ならびに回避を図るとともに天然力も活用した施業を推進する。

・アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を推進する。

・アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

・また、アの①から③までに掲げる森林においては、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林の施業の方法ごとに別表2-2（P.27）に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種				
	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ 類	その他 針葉樹	その他 広葉樹
長伐期施業を推進すべき森林	5 6 年	6 4 年	5 6 年	6 4 年	3 2 年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

（1）区域の設定

当該森林の区域を別表1-2（P.26）に定めるものとする。

（2）森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法は第1の2のとおりとするとともに、適切な植栽または天然更新による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

3 その他必要な事項

特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

・森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者や森林組合、林業公社、林業経営法人（以下「林業事業体」という。）へ施業集約化に向けた林業経営の受委託への転換を目指す。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

・放置された森林や不在森林所有者が多い地域等にあつては、林業事業体による当該森林所有者に対する働きかけや森林の経営受委託に必要な情報の周知をはじめとした普及啓発活動に努める。

・林業経営委託の拡大にあたり林業事業体の活動が大きく係わってくることから、林業事業体の育成または活動を支援し、長期間の森林施業の経営受委託による安定した経営拡大の促進を目指す。

・今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図る。

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施しようとする者は、森林所有者との契約の締結を行い適正に実施することとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

（1）基本的な考え方

森林所有者が自ら森林の経営管理を実行することができない場合には森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

（2）活用にあたっての考え方

経営管理権を設定した森林について、林地生産力や路網整備の状況、木材の供給先の配置等から効率的かつ安定的な経営管理が行われると考えられる森林は、積極的に経営管理実施権の対象とするとともに、条件不利地については、市町村森林経営管理事業による森林整備を進めることとする。

なお、傾斜や林地生産力の条件が比較的不利であっても周辺の森林と一体的な整備をすることが適当な森林は、経営管理実施権の対象として取り扱うものとする。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

- ・本市の森林所有者は零細所有者が多く、森林の適正な施業の推進にあたっては、市、森林組合、森林所有者等地域ぐるみで推進体制の整備をする。
- ・森林所有者は、各集落毎に集落リーダーの配置に努め、集落単位で間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、林業事業体への集落単位での森林の施業の委託を図っていく。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

- ・小規模な森林所有者が多い本市で、林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であるため、施業の共同化を助長し、合理的な森林施業を推進する必要がある。
- ・森林管理に対して消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加を呼びかけ、森林の機能及び森林管理の重要性の周知に努める。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ・共同に森林施業を実施しようとする者は、代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心とした施業は、可能な限り共同で又は意欲のある林業事業体への共同委託により実施する。
- ・作業路網その他の施設の維持運営は、原則施業の受託者である林業事業体が実施する。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合 計
緩傾斜地 (0° ～15°)	車両系 作業システム	35以上	65以上	100以上
中傾斜地 (15° ～30°)	車両系 作業システム	25以上	50以上	75以上
	架線系 作業システム	25以上	—	25以上
急傾斜地 (30° ～35°)	車両系 作業システム	15以上	45以上	60以上
	架線系 作業システム	15以上	—	15以上
急峻地 (35° ～)	架線系 作業システム	5以上	—	5以上

路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用する。

効率的な作業システムの考え方

区 分		機械作業システム	主 要 機 械	備考
作業地 集中型	緩斜地	車両系	ハーベスタ→フォワーダ グラップル(ウインチ)→ プロセッサ→フォワーダ スキッダ→プロセッサ →フォワーダ	
	傾斜地	架線系	タワーヤーダ(スイングヤーダ) →プロセッサ→フォワーダ	

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備等 推進区域	面積 (ha)	開設予定 路線	開設予定延 長 (km)	対図番号	備考
烏帽子町～小舟町 178、179	68	小豆谷	2.3	①	
江永町 204	34	江永本	3.1	②	
江永町 204、205	21	江永支	0.2	③	
鹿町町 14、15	39	大平	1.1	④	

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、長崎県林業専用道作設指針（平成23年4月28日付け23森整第82号長崎県森林整備室長通知）に則り市が開設する。

イ 基幹路網の整備計画

開設／ 拡張	種類	(区分)	位置 (字、林班等)	路線名	延長(km) 及び箇所数	利用区 域面積 (ha)	前半5カ年 の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	烏帽子町 ～小舟町	小豆谷	2.3	68		①	旧佐世保市 烏帽子線～小舟線接続
開設	自動車道	林業専用道	江永町	江永本	3.1	34		②	旧佐世保市
開設	自動車道	林業専用道	江永町	江永支	0.2	21		③	旧佐世保市
開設	自動車道	林業専用道	鹿町町	大平	1.1	39		④	旧鹿町町
開設	自動車道	林道	田代町	田代	0.4	55	○	⑤	旧佐世保市
開設 計				5箇所	7.1				
拡張	自動車道		潜木町 ～里美町	瀬替	0.1	75	○	⑥	旧佐世保市
拡張	自動車道		黒髪町	木風満場	0.1	52	○	⑦	旧佐世保市
拡張	自動車道		世知原町	西八天岳	0.1	26	○	⑧	旧世知原町
拡張	自動車道		江迎町	防ノ久	0.7	48		⑨	旧江迎町
拡張 計				4箇所	1.0				

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

また、「林道施設に係る個別施設計画策定のためのガイドラインの策定について」（平成27年3月27日付け26林整第852号林野庁森林整備部整備課長通知）等に基づくインフラの長寿命化を図るため、林道橋等の個別施設計画を策定し、計画に基づき点検と補修を実施する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、長崎県森林作業道作設指針（平成23年4月28日付け23森整第82号長崎県森林整備室長通知）に則り各事業体により開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるように適正に管理する。

4 その他必要な事項

・森林作業道の整備は、生産性の向上や施業環境の改善を図る上で基盤となる産業施設であるとともに、森林空間の総合的な利用の推進、山村地域における産業の振興や生活環境の整備の上でも重要な役割を果たしている。

・また、森林作業道の整備は、林業機械の導入による労働強度の軽減につながり、安全で安定的な林業経営のためにも重要である。

・本市のように森林所有形態が小規模である場合、きめ細やかな森林施業を実施するためにも森林作業道の整備は重要であり、林道、森林作業道を含む既設道路との調整を図りながら、その効果が十分達せられるよう整備を図る。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方針

- ・本市の森林は、Ⅶ齢級以上の標準伐期齢を越す森林が多くあるが、森林所有者の多くが零細所有者であるため、林業のみで生計を維持することは困難である。

そのため、森林施業の共同化及び合理化を進めるとともに、農業との複合経営による林業の健全化及び安定化を目標とし、路網整備による生産コストの低減及び労働強度の軽減を図る。

- ・高性能林業機械の積極的な導入により、作業の合理化及び効率化に努める一方、森林組合の作業班の編成を拡充することにより体質改善を図り、組合員と密着した協同組合として機能を十分発揮できるよう、各種事業の受委託拡大及び作業班の雇用の通年化と近代化に努める。

(2) 林業就業者及び林業後継者の育成方策

- ・林業労働者の主たる就労の場である森林組合の各種事業の受委託の拡大等を図りつつ、作業班員の労働安全の確保、各種社会保険への加入等就労条件の改善につとめるとともに、林業従事者に対し技術研修会、林業講習会等を開催し、林業技術の向上や各種資格を取得するための条件整備を行う。

- ・本市と森林組合が一体となって、森林所有者や地域住民を対象に行う林業体験等の取り組みを通じて森林・林業の社会的意義や役割、魅力等について積極的に紹介していく。

- ・各種林業補助事業の導入について検討することにより、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術等の啓発、普及及び後継者の育成に努める。

(3) 林業事業体の体質強化方策

- ・本市の林業の中核的担い手である森林組合においては、施業の共同化による受注体制の整備により、事業の多角化等を通じた業務量の拡大を図ることにより就労の安定化、近代化を図る。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

- ・本市の森林の人工林はⅨ齢級以下が大半であり、保育、間伐等の森林施業が必要な時期となっているが、今後においては主伐期を迎える人工林が増加する傾向にある。一方、森林所有者等の基盤整備が十分でないことなどから、機械化の遅れは顕著である。

- ・林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低減を図るためには林業機械化は必要不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械の導入を図っていく。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来				
伐倒 造材 集材	市内一円	チェーンソー チェーンソー 林内作業車 小型集材機	ハーベスタ ハーベスタ フォワーダ	チェーンソー プロセッサ フォワーダ グラップル	チェーンソー プロセッサ フォワーダ スキッド	チェーンソー プロセッサ フォワーダ スイングヤード	
造林 保育等	地ごしらえ 下刈	チェーンソー 刈払機	チェーンソー 刈払機				
	枝打ち	人力	人力				

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

- ・本市における素材の生産流通・加工については、森林資源の成熟度が低いことから低迷している。また、製材工場はいずれも小規模経営であり、規模の拡大もあまり望めない状況である。
- ・木材の流通に対する施策としては、間伐中心にその計画的実行を図り、市は林業事業体が間伐材の商品化及び需要開発を検討し有効利用できるよう促す。
- ・佐世保市木材利用促進基本方針に従い、公共建築物等における木材利用の促進を図っていく。

4 その他必要な事項

特になし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3（P.27）に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対策鳥獣の別に防護柵の設置若しくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等による植栽木の保護措置又はわな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の鳥獣害防止対策を推進する。

また、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、関係機関と連携して推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携する。

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、必要に応じて植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除、及び予防の方針及び方法

本市（離島を除く。）における松くい虫の対策は、冷水岳では重要な観光資源の保護ということもあり、予防薬剤の樹幹注入を実施するとともに被害木の処分を行っている。

また、宇久地区においては、防風・防潮等の生活環境保全や景観保全等を図るため、薬剤の空中散布、樹幹注入、被害木の処分を行っている。

・病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めるものとし、特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図るものとする。

・松くい虫の駆除の方法は伐倒によるものとし、予防の方法は薬剤の空中散布と樹幹注入によるものとする。

・抵抗性を有するマツの転換に当たっては、気候、土壌等の自然的条件に適合したものを導入するものとする。

- ・今後も定期的な予防を実施することに努め、また地域住民に対する啓発活動を積極的に行い、地域と一体となった健全な森林育成に努める。

(2) その他

特になし

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

- ・ニホンジカを除く鳥獣による森林被害が確認された場合については、その被害状況に応じて、関係機関の協力を得ながら適切な対応を行うものとする。
- ・野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進するものとする。

3 林野火災の予防の方法

- ・林内歩道等の整備を図るとともに森林の巡視等を通じ林野火災予防に努めるものとする。
- ・防火線、防火樹帯、保護標識等の設置及び地域住民等への普及啓発も併せて推進するものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施しようとする場合は、佐世保市火入れに関する条例及び佐世保市火入れに関する条例施行規則に基づきおこなうこととする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

特になし

(2) その他

特になし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の保健機能の増進を図るため、以下に掲げる森林について次に示す事項に従って適切な施業と施設の整備を一体として推進する。

森林の所在		森 林 の 林 種 別 面 積						備考
位 置	林 班	合 計	人 工 林	天 然 林	無立木地	竹 林	そ の 他	
烏帽子地区	159 林班	ha 146.46	ha 93.82	ha 42.23	ha 10.27	ha 0.14		

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施業の方法
伐 採	択伐を原則とする。
造 林	伐採後は、速やかに、植栽又は更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了する。 植栽は、できるだけ多様な樹種構成となるよう配慮する。
保 育	保育は、Ⅱの第3の2の方法に準じて行う。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

施設の整備
① 整備することが望ましい施設 管理施設、キャンプ場、林間広場、遊歩道及びこれらに類する施設
② 留意事項 切土、盛土を最小限にし、自然環境の保全、国土の保全に留意する。利用者が多様な森林に接することができるよう、配置や管理を行う。

(2) 立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高	備 考
ス ギ	1 4 m	
ヒノキ	1 4 m	
その他	1 0 m	

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と共に保健機能の増進が図られるよう、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備に努め、保健機能森林の整備を推進する。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項に十分留意し、適切に行う。

- ① IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- ② IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ③ IIの第5の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ④ IIIの鳥獣害の防止、森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防
その他森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林 班	区域面積 (ha)
宮地区	1～10	645.96
早岐地区	11～23, 25～27	683.69
江上地区	28～44	653.24
針尾地区	45～57	438.98
相浦地区	67～80、82、91～95	1,051.11
中里地区	96～110	740.51
弓張地区	81、83～90、111～114、120、124	816.22
大野地区	121～123、125～129	292.38
小佐世保地区	130～142	512.01
日宇・黒髪地区	24、143～159	948.68
柚木地区	160～186	1,371.99
三川内地区	192～215	1,548.18
小佐々①地区	2～27、29	1,526.72
小佐々②地区	1、28、30～36	481.61
吉井北部地区	1～15、26、27	881.98
吉井南部地区	16～25	614.32
世知原①地区	3～7、9～15	848.97
世知原②地区	1、2、8、16～20	514.98
江迎北部地区	1～3、6～10	375.10
江迎中部地区	4、5、11～20、30～34、38～41	768.59
江迎南部地区	21～29、35～37、42	704.46
鹿町北部①地区	16、19～21、23～26、29～31、38、39	770.46
鹿町北部②地区	27、28、32～37	428.70
鹿町南部地区	1～15、17、18、22	754.59
計		18,373.43

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

・森林整備の過程で発生する間伐材や未利用材を有効な資源として活用することを目指すことで、林業、木材産業を含む地域産業の活性化、雇用の拡大を図り、森林整備を通じた地域振興を目指す。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

・烏帽子岳から隠居岳にかけては、市民が身近に自然に触れ合うことのできる絶好の場所であり、山の田水源地の流域もその大部分を含んでおり、市の貴重な水源の一端を担っている。

中心的施設の烏帽子岳散策の森及びえぼしの森広場周辺は、散策道や体験の森としての機能を有しており、カエデ等を中心とした植栽等で景観の維持向上を図っていく。

・小佐々町の冷水岳、鹿町町の長串山、江迎町の白岳においても、付近に公園を有しており、市民の憩いの場としての役割を果たしているため、公園を中心とした周辺の森林については、景観に配慮した森林施業の実施に努める。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

- ・市内の小・中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着をはぐくむため、林業教室等により、森林・林業に対する普及啓発を図る。
- ・森林ボランティア団体等と協働して緑化等の実践啓発を図り森林への理解を深める。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

特になし

(3) その他

- ・烏帽子、黒髪地区において近年森林をつかったレクリエーションが盛んになってきており、本市としてもこの機会に森林に対する理解を深めてもらい、森林を楽しんでもらうために林道や休憩施設、防火施設の維持管理等に努める。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積 (ha)	備考
該当なし			

7 その他必要な事項

以下地域の実態に応じ必要な事項を上げるが、保安林、その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限にしたがって施業を実施する。

(1) 森林施業に関する技術及び知識の普及・指導に関する事項

・森林施業の円滑な実行確保を図るため、指導機関である国、県、森林組合との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努める。

(2) 国土の保全の観点から森林として管理する土地に関する事項

・市内でもダムの流域を多くかかえる柚木地区については、その機能の維持向上のため必要と判断される箇所については複層林施業を積極的に取り入れる。

・西海国立公園区域を多く含む弓張岳や烏帽子岳等においての景観保持のため、同様に必要とされる箇所は広葉樹の植栽や択伐による複層林施業の推進を図る。

・中里・皆瀬地区の地すべり地域については、治山事業を積極的に取り入れ、地域の生活環境の保全を図っていく。

(3) 「ながさき森林環境保全事業（人集う里山づくり）」に関する事項

・地域で重要とされる森林を対象とし、地域住民が望む森林の姿に誘導するため、長崎県が森林の公益的機能の増進を図る森林整備を推進する。

ア 施業の方法

人工林の除間伐、侵入竹の除去、荒廃森林の整備など

イ 対象となる林班

区域名	林 班
宮地区	2
吉井北部地区	1、3、4
世知原①地区	3、4
鹿町北部①地区	38、39

※林班番号については、旧市町村の建制順に 0 から 1 桁の番号を付け、この番号を千の位に配した 4 桁の新林班番号とする。

旧市町	番号	新林班番号
佐世保市	0	1～
宇久町	1	1001～
小佐々町	2	2001～
吉井町	3	3001～
世知原町	4	4001～
江迎町	5	5001～
鹿町町	6	6001～

【別表 1 - 1】

区 分	森林の区域（林班）	面積（ha）
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 34, 36, 37, 40, 42, 44, 46, 52, 54, 55, 56, 58, 66, 67, 68, 69, 70, 72, 74, 79, 81, 83, 86, 87, 88, 96, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 141, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 158, 159, 160, 161, 162, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173, 174, 175, 176, 177, 178, 179, 180, 181, 182, 183, 184, 185, 186, 192, 193, 194, 195, 196, 197, 198, 199, 200, 201, 202, 203, 204, 205, 206, 207, 208, 209, 210, 211, 212, 213, 214, 215, 1002, 1003, 1004, 1005, 1006, 1007, 1010, 2002, 2003, 2004, 2005, 2008, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021, 2022, 2023, 2024, 2025, 2026, 2028, 2029, 2034, 2036, 3001, 3002, 3003, 3004, 3005, 3006, 3007, 3008, 3009, 3011, 3012, 3013, 3014, 3015, 3016, 3017, 3018, 3019, 3020, 3021, 3022, 3023, 3024, 3025, 3026, 3027, 4001, 4002, 4003, 4004, 4005, 4006, 4007, 4008, 4009, 4010, 4011, 4012, 4013, 4014, 4015, 4016, 4017, 4018, 4019, 4020, 5001, 5002, 5003, 5005, 5010, 5011, 5012, 5013, 5014, 5015, 5016, 5017, 5018, 5020, 5021, 5022, 5024, 5025, 5026, 5027, 5028, 5029, 5030, 5031, 5032, 5034, 5035, 5036, 5037, 5038, 5039, 5040, 5041, 5042, 6001, 6002, 6003, 6005, 6006, 6007, 6009, 6012, 6013, 6014, 6015, 6016, 6017, 6018, 6023, 6024, 6025, 6026, 6027, 6028, 6029, 6030, 6031, 6033, 6034, 6035, 6036, 6037, 6038, 6039 ※ ただし、204(林班)～3(林小班)1～4(枝班)を除く。	15, 801. 87

【別表 1 - 2】

区 分	森林の区域（林班）	面積（ha）
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	3, 4, 5, 6, 7, 9, 10, 11, 12, 13, 16, 18, 19, 21, 24, 81, 83, 85, 86, 87, 88, 89, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 111, 112, 113, 114, 117, 118, 119, 120, 123, 126, 127, 128, 137, 138, 139, 140, 150, 151, 152, 153, 155, 156, 157, 158, 159, 161, 166, 167, 171, 172, 175, 181, 183, 186, 193, 195, 197, 201, 203, 210, 211, 1001, 2002, 2003, 2004, 2005, 2010, 2012, 2014, 2015, 2019, 2020, 2025, 2026, 2027, 2028, 2029, 2030, 2031, 2032, 2033, 2034, 2035, 2036, 3007, 3008, 3009, 3010, 3011, 3012, 3013, 3014, 3015, 3016, 3017, 3018, 3019, 3020, 3021, 3022, 3023, 3024, 3025, 3026, 3027, 4001, 4002, 4003, 4004, 4005, 4006, 4007, 4008, 4009, 4010, 4012, 4014, 4015, 4016, 4018, 4019, 4020, 5002, 5003, 5004, 5005, 5015, 5017, 5019, 5021, 5022, 5029, 5030, 5034, 5035, 5036, 5037, 5040, 5041, 5042, 6003, 6007, 6012, 6015, 6017, 6020, 6021, 6022, 6023, 6024, 6025, 6026, 6028, 6029, 6030, 6031	9, 386. 42
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	52, 58, 59, 60, 80, 82, 84, 91, 130, 131, 132, 159, 1001, 1002, 1004, 1011, 2001, 2007, 3022, 6004, 6009, 6010	1, 146. 66
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	24, 28, 39, 44, 46, 47, 52, 53, 55, 56, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 85, 86, 91, 93, 111, 114, 115, 117, 118, 119, 120, 124, 129, 135, 136, 138, 139, 151, 159, 167, 1001, 1002, 1003, 1004, 1005, 1006, 1007, 1008, 1009, 1010, 1011, 2001, 2003, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013, 2016, 2035, 3001, 3002, 3003, 3004, 3005, 3011, 3013, 3014, 3015, 3019, 3021, 3022, 4002, 4011, 4017, 4020, 5001, 5013, 5014, 5015, 5032, 5041, 6001, 6002, 6004, 6005, 6006, 6007, 6008, 6009, 6010, 6011, 6012, 6013, 6014, 6015, 6016, 6017, 6018, 6019	5, 959. 66
木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	5, 6, 7, 8, 11, 14, 15, 16, 17, 20, 66, 72, 74, 86, 96, 101, 102, 103, 104, 105, 107, 163, 164, 170, 171, 172, 173, 174, 175, 177, 178, 179, 180, 181, 194, 195, 197, 199, 200, 201, 202, 203, 204, 205, 206, 208, 209, 210, 212, 213, 214, 215, 2002, 2003, 2004, 2005, 2008, 2009, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021, 2024, 2027, 2034, 2036, 3002, 3003, 3004, 3005, 3006, 3007, 3008, 3009, 3012, 3013, 3015, 3018, 3019, 3021, 3022, 3026, 3027, 4001, 4005, 4006, 4008, 4009, 4010, 4011, 4012, 4014, 4015, 4020, 5001, 5005, 5006, 5007, 5014, 5017, 5020, 5021, 5022, 5024, 5025, 5026, 5027, 5028, 5029, 5030, 5031, 5034, 5035, 5036, 5037, 5042, 6001, 6003, 6005, 6006, 6007, 6013, 6014, 6015, 6016, 6017, 6026, 6027, 6028, 6029, 6030, 6031, 6034, 6037, 6038	8, 573. 90
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	2009（林小班 26-2）, 2011（林小班 48-1, 48-4, 48-5, 48-7, 48-8, 48-9, 48-10, 48-11, 48-16, 49-1, 49-2, 62-1, 62-2, 62-3, 62-4, 63-2, 63-3, 63-5, 63-6, 63-7, 63-8, 63-9, 64, 67, 68, 73, 74, 112-1, 112-2, 112-4, 112-5）, 2012（林小班 10, 92-1, 92-2, 92-3, 92-6, 93-1）, 4010（林小班 216, 222-1, 222-2, 223, 243, 245, 247, 250-1, 250-2, 250-3, 295, 301, 473, 477, 478, 479）, 4011（林小班 274, 275, 310, 348, 418, 420, 420-1, 421, 422, 423, 424, 425, 426, 427, 428, 429）	123. 97

【別表 2 - 1】

区 分	施業の方法	森林の区域（林班）	面積（ha）
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	7, 131, 133, 135, 136, 173, 174, 4014, 6031[26(林小班)1～8(枝班)を除く。], 6034[72(林小班)1～7(枝班)を除く。], 6036 ※ただし、下記に示す林小班については、伐期の延長を推進すべき森林とする。(P. 28)	688. 28
	長伐期施業を推進すべき森林	上記以外	15, 113. 59

【別表 2 - 2】

区 分	施業の方法	森林の区域（林班）	面積（ha）
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	7, 131, 133, 135, 136, 173, 174, 4014, 6031[26(林小班)1～8(枝班)を除く。], 6034[72(林小班)1～7(枝班)を除く。], 6036 ※ただし、下記に示す林小班については、伐期の延長を推進すべき森林とする。(P. 28)	688. 28
	長伐期施業を推進すべき森林	上記以外	15, 538. 32
	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	該当なし	—
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	—
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	—

【別表 3】

対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面積（ha）
ニホンジカ	該当なし	—

※下記林小班については、長伐期施業を推進すべき森林から除外し、伐期の延長を推進すべき森林とする。

林班	小班	枝班
11	8	10
11	8	11
11	8	12
11	8	13
11	8	14
66	82	16
72	74	10
72	74	11
72	74	12
72	74	13
72	74	14
72	75	10
72	75	11
72	75	12
72	75	13
72	75	15
72	75	16
72	75	18
86	167	19
96	230	
96	231	
96	232	
102	57	1
103	24	
105	152	2
105	152	3
105	206	
159	62	8
159	62	9
159	62	10
165	102	
165	103	
197	126	2
197	215	
197	215	1

林班	小班	枝班
208	77	1
212	159	
2002	170	2
2002	170	3
2002	171	
2004	12	1
2011	49	1
2011	49	2
2011	62	1
2011	62	2
2011	62	3
2011	62	4
2011	63	2
2011	63	3
2011	63	5
2011	63	6
2011	63	7
2011	63	8
2011	63	9
2011	64	
2011	67	
2011	68	
2011	69	
2011	112	1
2011	112	2
2011	112	4
2011	112	5
2017	58	1
2017	58	2
2017	58	3
2017	58	4
2017	58	5
2017	58	6
2017	58	7
2017	58	10

林班	小班	枝班
2017	58	11
2017	58	12
2017	78	2
2021	101	2
3005	161	
3006	31	10
3006	31	11
3006	31	12
3006	31	17
3006	31	18
3006	31	20
3006	35	10
3006	31	17
3006	53	2
3006	53	3
3006	53	4
3006	53	8
3006	53	9
3006	53	10
3006	62	10
3006	62	11
3007	243	
3007	244	
3009	490	4
3012	1	6
3012	2	16
4010	222	1
4010	222	2
4010	223	
4010	243	
4010	245	
4010	247	
4010	250	1
4010	250	2
4010	250	3

[illegible]

(附)参考資料

参考資料

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

		総 計			0～14歳			15～29歳			30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	22年	258,882 (100.0)	121,157	137,725	35,525	18,128	17,397	37,857	19,335	18,522	46,727	22,699	24,028	72,068	34,905	37,163	66,705	26,090	40,615
	27年	255,439 (98.7)	120,198	135,241	33,765	17,204	16,561	35,270	17,838	17,432	45,837	22,942	22,895	65,063	31,460	33,603	75,504	30,754	44,750
	2年	243,223 (94.0)	115,131	128,092	31,507	16,035	15,472	31,249	16,262	14,987	40,074	20,166	19,908	60,387	29,002	31,385	80,006	33,666	46,340
構成比 (%)	22年	100.0	46.8	53.2	13.7	7.0	6.7	14.6	7.5	7.2	18.0	8.8	9.3	27.8	13.5	14.4	25.8	10.1	15.7
	27年	100.0	47.1	52.9	13.2	6.7	6.5	13.8	7.0	6.8	17.9	9.0	9.0	25.5	12.3	13.2	29.6	12.0	17.5
	2年	100.0	47.3	52.7	13.0	6.6	6.4	12.8	6.7	6.2	16.5	8.3	8.2	24.8	11.9	12.9	32.9	13.8	19.1

(注) 1. 資料：国勢調査

2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

3. 総数の計の（ ）内には隔年時の比率を記入する。

4. 四捨五入のため、総数と内訳が一致しない場合がある。

② 産業部門別就業者数等

	年 次	総 数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農業	林業	漁業	小計		うち木材・木製品製造業	
実 数 (人)	22年	114,237	3,514	51	1,615	5,180	22,374	65	86,683
	27年	116,734	3,228	38	1,562	4,828	21,498	46	90,408
	2年	111,890	2,834	51	1,375	4,260	21,172	54	86,458
構成比 (%)	22年	100.0	3.1	0.0	1.4	4.5	19.6	0.1	75.9
	27年	100.0	2.8	0.0	1.3	4.1	18.4	0.0	77.4
	2年	100.0	2.5	0.0	1.2	3.8	18.9	0.0	77.3

(注) 1. 資料：国勢調査、及び工業統計表

2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

3. 四捨五入のため、総数と内訳が一致しない場合がある。

(2) 土地利用

	年 次	総土地 面積	耕 地 面 積							草 地 面 積	林野面積			その他 面 積
			計	田	畑	樹 園 地			計		森林	原野		
						果樹園	茶園	桑園						
実数 (人)	2年	42,606	4,871	2,470	1,920	481	415	66	0		21,773	20,976	797	15,962
構成比 (%)		100	11.4	5.8	4.5	1.1	1.0	0.2	0.0	0.0	51.1	49.2	1.9	37.5

(注) 1. 資料：農林業センサス

2. 年次は、結果が公表されている最近の国勢調査年次とする。

3. 「林野面積」について調査が行われない年次については空欄とする。

4. 構成比は、空欄のない最近年次について算出する。

(3) 森林転用面積

年 次	総 数	工場・事業 場用地	住宅・別荘 用地	ゴルフ場・ レジャー用地	農用地	公共用地	その他
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
27年	6.62	0.90	0.15	0.00	0.68	0.00	4.89
2年	19.92	0.00	0.40	0.00	1.27	13.48	4.77

(注) 1. 資料：林地開発許可、伐採届

2. 年次は、結果が公表されている直近2回の国勢調査年次とする。

(4) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

保有形態		総 面 積					人工林率 (B/A)
		面積(A)	比 率	計	人工林(B)	天然林	
総 数		21,019 ha	100.0 %	19,565 ha	8,099 ha	11,466 ha	38.5 %
国 有 林		1,454	6.9				0.0
公 有 林	計	1,759	8.4	1,759	1,284	475	73.0
	都道府県有林	227	1.1	227	162	65	71.4
	市町村有林	1,532	7.3	1,532	1,122	410	73.2
	その他						
私 有 林		17,806	84.7	17,806	6,815	10,991	38.3

(注) 1. 資料：農林業センサス、県林業統計、地域森林計画

2. 官行造林地は「国有林」欄に、県行造林地等は「都道府県有林」欄に（ ）書きで
内数として記載するとともに、部分林及び分収林は造林者が保有しているものとして記入
する等実質的な経営主体により区分して記入する。学校林は市町村有林とする。

3. 私有林には、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野を含める。

② 在（市町村）者・不在（市町村）者別私有林面積

	年 次	私有林合計	在（市町村）者 面 積	不在（市町村）者面積		
				計	県 内	県 外
実 数 ha	2年	17,806	16,807	999	531	468
構成比 %	2年	100	94.4	5.6	3.0	2.6

（注）１．資料：地域森林計画

③ 民有林の齢級別面積

	総数	齢 級										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上
民有林	19,565.21	31.93	36.88	31.05	68.99	69.42	154.83	306.72	406.66	730.80	1,281.73	16,446.20
人工林計	8,098.86	17.58	5.76	6.03	23.52	49.54	62.32	182.56	237.90	505.28	1,042.89	5,965.48
主要樹種 別面積												
天然林計	11,466.35	14.35	31.12	25.02	45.47	19.88	92.51	124.16	168.76	225.52	238.84	10,480.72
（備考）												

（注）１．資料：地域森林計画

④ 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数				
～ 1 ha		10 ～ 20 ha	15	50 ～ 100 ha	
1 ～ 5 ha	961	20 ～ 30 ha	2	100 ～ 500 ha	1
5 ～ 10 ha	75	30 ～ 50 ha	1	500ha以上	
				総 数	1,055

（注）１．資料：農林業センサス

(5) 市町村における林業の位置付け

① 産業別総生産額 (単位：百万円)

総 生 産 額 (A)		836,560
内 訳	第1次産業	13,758
	うち 林業 (B)	213
	第2次産業	112,306
	うち 木材・木製品製造業 (C)	321
	第3次産業	707,087
B+C/A		0.064 %

（注）１．資料：令和元年度長崎県の市町民経済計算、及び令和２年工業統計表「地域別統計表」

② 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

(令和2年現在)

	事業箇所	従業者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	266	7,885	2,798,533
うち木材・木製品製造業(B)	5	54	19,436
B/A	1.9%	0.7%	0.7%

(注) 1. 資料 : 令和2年工業統計表「地域別統計表」

2. 製造業には、林業が含まれない。

3. 木材・木製品製造業の定義は、「産業分類」(総務省)によるものであり、製材業、合板製造業等が含まれる。

(6) 林業関係の就業状況

(令和4年3月31日現在)

区 分	組合・事業者数	就業者数		備 考
			うち作業員数	
森 林 組 合	1	30	20	長崎北部森林組合
生産森林組合	13			(名称: ※以下のとおり)
素 材 生 産 業	24			
製 材 業	21			
森 林 管 理 署	1			
...				
合 計	60			

(注) 1. 資料 : 令和2年度長崎県の森林・林業統計、地域森林計画

※生産森林組合名称: 乙石、重尾、田の元、末橘、赤坂、鷲尾岳、猪調、志戸氏、長串、矢岳、岳木場、福井、五蔵岳